

第367回常議員会並びに第149回通常議員総会 次第

1、日 時 令和7年3月24日（月）15時00分～

2、場 所 西浦温泉 ホテルたつき

3、議 題

議案第1号 イノベーション推進課新設承認に関する件

議案第2号 令和7年度

1. 事業計画並びに一般会計収支予算承認に関する件
2. (特別会計) 中小企業相談所収支予算承認に関する件
3. (特別会計) 会館運営会計収支予算承認に関する件
4. (特別会計) 労働保険事務組合収支予算承認に関する件
5. (特別会計) 共済事業収支予算承認に関する件
6. (特別会計) 退職給与積立金収支予算承認に関する件
7. (特別会計) コワーキングスペース運営事業収支予算承認に関する件
8. (特別会計) 一店逸品発掘事業収支予算承認に関する件
9. (特別会計) 蒲郡シティセールスプロジェクト収支予算承認に関する件

議案第3号 監事1名補充選任承認に関する件

議案第4号 常議員1名補充選任承認に関する件

議案第5号 育児・介護休業等に関する規程の一部改正承認に関する件

議案第6号 会費および特別会費に関する規約の改正承認に関する件

議案第7号 議員の選挙及び選任に関する規約の改正承認に関する件

議案第8号 小規模企業振興委員の委嘱に関する件

議案第9号 会員加入承認に関する件

4、報告事項

- (1) 議員の職務を行う者の異動について
- (2) 健康経営優良法人2025（ブライト500）の認定について
- (3) 蒲郡ベンチアートプロジェクトについて
- (4) 地場産業活性化プロジェクトについて
- (5) ザ・ビジネスモールの利用開始について
- (6) アジア競技大会テストイベント開催について
- (7) 2階トイレ改修工事实施について

- (8) 蒲郡ナイトマップについて
- (9) 景況調査（10月～12月）について
- (10) その他

***** 常議員会並びに議員総会日程 *****

- ・ 退任議員への感謝状贈呈 15：00～15：05
- ・ 議案審議並びに報告事項 15：05～16：30
- ・ 講演会（蒲郡市長） 16：35～17：05
- ・ 懇親会 17：15～18：45

議案第 1 号

イノベーション推進課新設承認に関する件

平成 28 年制定の当所長期ビジョンで掲げた「蒲郡 INNOVATION HUB」として、蒲郡市産業振興ビジョンの 3 つの基本戦略「柔軟性の強化（レジリエンス）」、「挑戦への支援（チャレンジ）」、「連携の促進（コラボレーション）」に基づき、地域の中小企業における新たな価値創造や生産性向上に向けた事業を展開するため、中小企業相談所の指導管理課を廃止し、イノベーション推進課を新設する機構改革を行う。

従来、指導管理課では経営指導に係る管理業務を担ってきたが、指導カルテ管理システムの導入等による業務のデジタル化や経理・労務管理業務の総務課への集約により、管理業務の効率化を進めてきた。一方で、創業支援事業やコワーキング EGG 運営等による交流促進、スタートアップとの連携支援等のオープンイノベーション推進、サーキュラーエコノミーの推進、産学連携等による技術科学の振興など、新たな価値創造や生産性向上を支援する事業の展開を広げてきた。今回の機構改革によりイノベーションを推し進める事業をさらに強化し展開する。

尚、上記の機構改革に伴い、当所事務規程の一部を下記の通り改定する。

1. 改定の理由

中小企業相談所の機構改革に伴い、指導管理課の廃止とイノベーション推進課の新設及びその事務分掌を規定するため。

2. 改定時期

令和 7 年 4 月 1 日

3. 新旧対照表

新	旧
第 2 条 本商工会議所事務局に、総務課、業務課および中小企業相談所を置く。 中小企業相談所に経営指導課、 <u>イノベーション推進課</u> を置く。	第 2 条 本商工会議所事務局に、総務課、業務課および中小企業相談所を置く。 中小企業相談所に経営指導課、 <u>指導管理課</u> を置く。
第 5 条 中小企業相談所においては、中小企業とくに小規模事業者の経営および技術の改善を図るための指導業務を行う。 経営指導課においては、次の事務を分掌する。 1 経営一般に亘る相談、指導に関する事項 2 企業診断、巡回窓口指導に関する事項 3 商取引の相談および照会斡旋に関する事項 4 小企業等経営改善資金融資に関する事項 5 中小企業各種制度融資の相談、斡旋に関する事項 6 税務、経理指導に関する事項 7 労務および社会保険の指導に関する事項 8 中小企業振興のための講演、講習、研修会等の開催に関する事項 9 中小企業各種共済制度に関する事項 10 小規模企業振興委員に関する事項 <u>イノベーション推進課</u> においては、次の事務を分掌する。 1 <u>創業及び新事業展開支援に関する事項</u> 2 <u>技術の改善、新商品開発支援に関する事項</u>	第 5 条 中小企業相談所においては、中小企業とくに小規模事業者の経営および技術の改善を図るための指導業務を行う。 経営指導課においては、次の事務を分掌する。 1 経営一般に亘る相談、指導に関する事項 2 企業診断、巡回窓口指導に関する事項 3 商取引の相談および照会斡旋に関する事項 4 小企業等経営改善資金融資に関する事項 5 中小企業各種制度融資の相談、斡旋に関する事項 6 税務、経理指導に関する事項 7 労務および社会保険の指導に関する事項 8 中小企業振興のための講演、講習、研修会等の開催に関する事項 9 中小企業各種共済制度に関する事項 10 小規模企業振興委員に関する事項 <u>指導管理課</u> においては、次の事務を分掌する。 1 <u>中小企業相談所庶務管理に関する事項</u> 2 <u>中小企業振興のための各種資料の収集と調査に関する事項</u>

3 <u>デジタル技術の活用推進に関する事項</u> 4 <u>企業間及び産学官の連携促進に関する事項</u> 5 中小企業振興のための各種資料の収集と調査に関する事項 6 関係諸機関、団体との連絡協調に関する事項 7 その他経営改善事業に関する事項	3 <u>中小企業団体指導に関する事項</u> 4 <u>技術の改善、新商品開発指導に関する事項</u> 5 <u>商工関係法規に関する事項</u> 6 関係諸機関、団体との連絡協調に関する事項 7 その他経営改善事業に関する事項
附 則 (実施の時期) 1 この規程は昭和35年4月1日より施行する。 1 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条の改正規定は、昭和55年4月1日より施行する。 1 昭和35年4月1日設置の規程は昭和61年3月31日廃止する。 1 この規程は、昭和61年4月1日より施行する。 1 <u>第2条、第5条の改正規定は、令和7年4月1日より施行する。</u>	附 則 (実施の時期) 1 この規程は昭和35年4月1日より施行する。 1 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条の改正規定は、昭和55年4月1日より施行する。 1 昭和35年4月1日設置の規程は昭和61年3月31日廃止する。 1 この規程は、昭和61年4月1日より施行する。

蒲郡INNOVATION HUBを目指して

蒲郡商工会議所 中小企業相談所
指導管理課 令和6年度活動状況

1. 創業支援事業

**がまごおり
創業塾 2024**

起業への想いやアイデアを
スッキリ
まとめてみませんか？



令和6年
8/17 ± 24 ± 31 ± 9/7 ± 14 ±



2. オープンイノベーション推進事業



2. オープンイノベーション推進事業



2. オープンイノベーション推進事業



2. オープンイノベーション推進事業



4. 蒲郡技術科学振興会事業（オープンイノベーション促進事業）



4. 蒲郡技術科学振興会事業（オープンイノベーション促進事業）



議案第2号

令和 7 年 度

事業計画並びに収支予算書(案)

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

蒲 郡 商 工 会 議 所

令和7年度 蒲郡商工会議所 事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

基本方針

経済を取り巻く環境は、地政学的な影響によるエネルギー供給問題や全般的な物価上昇など引き続き厳しい状況下が予想されるため、蒲郡商工会議所では、会員の皆様により一層寄り添う活動を実施します。

令和7年度は、創立70周年の際に策定した長期ビジョンの最終年にあたることから、第Ⅲ期アクションプラン（令和5年度～令和7年度）の事業計画を着実に遂行し、令和8年度の創立80周年を迎えるにふさわしい成果を挙げることを目的とします。

具体的には、中小企業相談所を拠点とし、資金繰りのサポート、補助金や助成金の申請支援を行い、さらにイノベーション推進課を新設し、創業や新規事業展開への支援を外部機関やSTATION Ai等との連携をこれまで以上に強化して実施します。人手不足や労働環境の課題に対応すべく、DXやスポットワークの実現に向けた支援を積極的に行います。環境負荷を低減するサーキュラーエコノミーの推進支援も蒲郡市と連携して取り組みます。

加えて、働く人々の健康増進を目的とした「健康経営」や「癒しとアンチエイジングの郷」の推進に力を入れるとともに、全線開通する国道23号バイパスへの接続道路の整備促進や、大規模災害への備えとして必要なインフラ整備に関する要望活動を活発に行います。

部会活動では、昨年の部会再編で7部会となり業界の意見を幅広く集約できる体制が整ったため、その意見を「蒲郡市産業振興ビジョン」に沿った形で政策提言を行い、市の施策への反映を目指し実効性のある取り組みを推進します。

第Ⅲ期アクションプランのサブテーマである「発信力」については、定例記者会見での会員企業の新商品や新サービスに関する情報発信の機会を増加させ、公式LINEやメルマガを活用した情報提供も充実させます。また、竹島地区や海岸線を中心に全6基が設置された「蒲郡ベンチアートプロジェクト」は継続事業として設置を推進して、観光地としての魅力を高めるコンテンツとして活用を進めます。

また、IGアリーナ（愛知県新体育館）で東京ガールズコレクションの開催が発表されていることから、「蒲郡フェス（ミニTGC）」や三河繊維の総合展示会となる「テックスビジョン2025ミカワ」での連携を推進しつつ、積極的に地場産業の魅力を発信します。

長期ビジョンで掲げる「蒲郡 INNOVATION HUB」を目指し、生産性が高く活力に満ちた地域経済の実現のため、会員の皆様から地域総合経済団体として、“頼りにされ、信頼される商工会議所”を合言葉に、地域産業の振興発展のため全力を尽くします。

事業項目（令和7年度）

1. 産業振興政策提言・要望

○地域活性化に向けた将来像の共有化

- （1）蒲郡市産業振興ビジョンに関する施策実施に向けた提言
- （2）行政・議会と本所役員・議員との意見・情報交換の推進

○インフラ整備促進等に関する要望の強化

- （1）国道23号蒲郡バイパス4車線化
- （2）国道473号の整備促進
- （3）国道247号4車線化の整備促進
- （4）県道大塚・金野線の整備促進
- （5）－11m岸壁、後背地整備等港湾機能の整備促進
- （6）設楽ダム建設等水資源確保及び施設整備促進
- （7）工業用地確保及び産業空洞化対策促進
- （8）名古屋鉄道西尾・蒲郡線存続
- （9）関係団体等との連携強化
 - ・一般国道151号改良促進期成同盟会への参画
 - ・名浜道路推進経済連合会への参画
 - ・東三河縦貫道路建設促進期成同盟会への参画
 - ・三遠南信自動車道早期開通期成同盟会への参画
 - ・愛知県港湾経済連合会への参画
 - ・三河港振興会への参画
 - ・豊川水系総合開発促進期成同盟会への参画
 - ・豊川用水二期事業促進協議会への参画
 - ・名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会への参画
 - ・三河地域新幹線駅利用促進期成同盟会への参画
 - ・三河港港湾計画検討委員会への参画

○蒲郡市に対する各種施策要望の強化

- （1）経営基盤の強化に対する提言
 - ・エネルギー費や物価上昇などの緊急性を伴う経済対策の実施
 - ・資金調達の円滑化対策の実施
 - ・事業継承やBCPを含む事業継続対策の推進施策の実施
 - ・ゲリラ豪雨に対応するインフラ整備や空き家・空地の有効活用などの経営環境の整備促進
- （2）デジタルトランスフォーメーションの推進
 - ・デジタルトランスフォーメーションの導入支援や人材育成の推進、デジタル化の普及の推進
- （3）産業人材の確保と育成
 - ・人材不足解消に対応する補助、地場産業の知識を次世代に引き継ぐ人材育成の支援
- （4）ダイバーシティ経営の推進
 - ・女性や子育て世代が働きやすい環境整備への支援施策
 - ・外国人や障がい者の雇用を促進する施策
- （5）雇用創出の促進

2. ひとづくり事業

○人材育成の支援

- （1）G.アカデミー事業の充実
 - ・階層別、テーマ別の研修カリキュラムの拡充
 - ・G.アカデミー登録者数及びセミナー利用者の拡大
 - ・Webセミナーの活用促進
- （2）東三河広域経済連合会（東三河産業アカデミー）への参画
- （3）資格取得セミナー等の開催
 - ・初級簿記講座（日商簿記検定3級程度）の開催

- (4) 検定試験の実施と受験者の拡大
 - ・簿記検定試験の実施
 - ・珠算検定試験の実施
 - ・日商P C・プログラミング検定の実施
 - ・珠算競技大会と珠算優良生表彰式の開催

○人材マッチング支援

- (1) 学生就職情報センター事業の充実及び広域連携強化
 - ・東三河合同企業研究フェアの開催及び参加者（企業・学生）の拡大
 - ・W e bを活用した求人情報発信の強化
- (2) 労働力の確保と雇用安定対策の推進
 - ・「モグジョブ」加盟による会員事業所と地元学生のマッチング支援

○福利厚生支援事業の強化

- (1) 労働保険の適用促進と労働保険事務組合における受託業務の充実
- (2) 業務災害補償プランの加入促進
- (3) ビジネス総合保険制度の加入促進
 - ・製造物責任法（P L法）対応と中小企業P L保険の加入促進
 - ・個人情報保護法対応とサイバー保険の加入促進
 - ・休業補償プランの加入促進
- (4) 生活習慣病予防健診の充実
- (5) 共済制度（生命共済・特定退職金共済）・福祉制度の加入促進

3. ものづくり事業

○地域の中核産業の成長促進 ～オープンイノベーションの促進～

- (1) 産・学・官・金ネットワーク体制の強化
 - ・地元企業と大学との事業連携の支援
- (2) 蒲郡技術科学振興会の運営
 - ・生産性の向上並びに販売力の強化に向けたセミナーの開催
 - ・D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けた支援
 - ・先端工場・展示会等の視察研修会の実施
 - ・カーボンニュートラルの推進に向けた支援
- (3) 課題解決のための専門家派遣
- (4) 広域連携事業の強化
 - ・東三河広域経済連合会（東三河産業創出協議会）への参画

○地場産業の活性化 ～三河産地プロモーションの促進～

- (1) 「テックスビジョン2025ミカワ」の開催
- (2) 三河繊維産業商品開発研究会事業の実施
- (3) ミカワ・テキスタイル・ネットワーク協議会事業の実施
- (4) 地場産業活性化プロジェクトへの参画

4. まちづくり事業

○まちなかの賑わい・活性化

- (1) がまごおり海辺のまちづくりの促進
 - ・蒲郡駅周辺・東港周辺を含む海辺のまちづくりの検討
 - ・竹島エリアの魅力向上に関する検討

○観光産業の振興

- (1) 蒲郡シティセールスプロジェクトの推進
 - ・官民連携体制（蒲郡市シティセールス推進協議会）による推進
 - ・ロケ誘致による魅力発信と蒲郡グルメの開発
 - ・蒲郡ベンチアートプロジェクトの推進
- (2) 『MIKAWA de 遊び100』の推進
- (3) 愛知県観光協会、近隣観光団体等及び蒲郡市観光協会との連携を強化し広域的観光を推進
- (4) 海外インバウンド、各種観光展・キャンペーンへの協力

- (5) 地域イベントへの協力（蒲郡まつり・農林水産まつり等）

○商業活性化事業の推進

- (1) 一店逸品発掘事業の実施
- (2) 商店街活性化イベント「福寿稲荷ごりやく市」等への協力
- (3) 中心市街地活性化事業の推進および中心市街地活性化専門小委員会の運営

5. ヘルスケア産業の創出

○働く人の健康づくりの推進

- (1) 『健康宣言企業 200 社』を目標として健康宣言企業に対するサポート事業の実施

○アンチエイジングサービス事業化の促進

- (1) 健康的なライフスタイルを提案するイベントの開催、体験型プログラムの提供

○癒しとアンチエイジングの郷推進協議会の運営

○東三河広域経済連合会 健康な地域社会創造プロジェクト委員会の運営

6. 経営支援事業

○中小企業相談所事業

- (1) 巡回・窓口相談事業の実施
- (2) 講演会・講習会の開催並びに専門指導員による定例相談の実施
- (3) 記帳継続指導・記帳機械化指導の実施
- (4) 若手後継者・経営者の育成支援
- (5) ビジナビ経営サポート事業の実施（需要を見据えた計画的な経営を伴走型でサポート）
 - ・景況調査の実施
 - ・経営状況分析、事業計画策定支援、策定後の実施支援
 - ・「ビジナビ」経営相談及び専門家派遣の実施
- (6) 創業支援事業の実施
 - ・創業支援セミナーの開催
 - ・がまごおり創業倶楽部の運営
 - ・創業融資制度等の活用支援
- (7) オープンイノベーション推進事業の実施
 - ・コワーキング E G G を核とし各支援機関と連携したイノベーションの促進
 - ・IT 活用支援等による D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
 - ・ビジナビ D X 相談及び E G G セミナー等の実施
- (8) グリーンイノベーション推進事業の実施
 - ・サーキュラーエコノミー実装支援による循環型経済分野におけるイノベーションの促進
 - ・省エネ支援等によるカーボンニュートラル経営の推進
- (9) 販路開拓支援事業の実施
 - ・販路開拓・拡大に係る補助金活用・申請支援
 - ・新商品開発・販路開拓支援事業の実施
 - ・商品・サービスのプロモーションの支援
- (10) 人材育成支援事業の実施
 - ・G. アカデミー人材育成セミナー・Web セミナーの実施
- (11) がまごおり事業承継ネットワークへの参画
- (12) 小規模事業者経営改善資金審査委員の委嘱並びに審査会の開催
- (13) 小規模企業振興委員の委嘱並びに連絡会議の開催
- (14) 産業力向上事業の実施
- (15) 事業環境変化対応型支援事業の受託
- (16) 制度改正等の課題解決環境整備事業の受託

○地域連携商談会事業

- (1) アライアンス・パートナー発掘市への参画（名古屋）
- (2) 地域商談会への参画（三河・知多会場）
- (3) 地域の絆情報交換・商談会の開催（豊橋）

○IT活用支援事業

- (1) ビジネスポータルサイト「愛知ビジネスパーク いざ検索！」の運営

7. 組織力の向上と財政基盤の安定化

○会員サービス向上に向けた事務局体制・会員組織の強化

- (1) 会員サービスの向上
 - ・異業種交流事業の実施
 - ・新年交礼会（1月）の実施
 - ・CHAMBERS（会議所）カード事業の普及
 - ・電子証明書の取次業務の実施
 - ・貿易関係証明、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）における特定原産地証明書発給および非特惠原産地証明のオンライン発給の推進、その他事業内容証明等の発行
 - ・商取引の照会斡旋
 - ・会館予約システムの利用促進および利便性の向上
 - ・ザ・ビジネスモールの利用促進
- (2) 発信力強化
 - ・会報（The Chamber News）の発行・紙面充実・リニューアルの検討
 - ・月例記者会見での企業のプレスリリースの実施及びホームページでの発信
 - ・Webを活用した迅速・的確な情報発信機能の強化
 - ・メールマガジンの配信
 - ・SNS（LINE）を活用した情報発信
 - ・会員サービス及び地域産業の情報発信
- (3) 事務局機能の強化
 - ・事務作業効率化のためDX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進
 - ・職員の専門知識習得やスキルアップの推進

○財政基盤の強化

- (1) 組織率50%達成に向けた組織的・計画的な会員増強体制の構築
 - ・会員増強キャンペーンの実施
- (2) 会館貸会議室の利用促進

○商工会議所の運営基盤の強化

- (1) 議員総会、常議員会、正副会頭会議の開催
- (2) 部会、委員会活動の活性化
- (3) 青年部活動の活性化

○DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- (1) Web会議システム等の利用促進
- (2) タブレット・PCを活用したペーパーレス化の推進

8. その他事業

○調査情報活動

- (1) 事業所調査の実施
- (2) LOBO調査（早期景気観測調査）等調査活動の強化

○環境保全

- (1) 容器包装リサイクル法に基づく再商品化委託業務の受託
- (2) 穂の国森づくりの会への協力

○その他

- (1) 感染症対策・防災対策（BCP等）策定の支援
- (2) 地方創生とSDGsの推進
 - ・包括連携協定に基づいたSDGsの推進
- (3) 国際展開に向けた支援体制の構築
 - ・貿易証明取得のサポート
 - ・海外取引販路拡大の支援
 - ・国際ビジネス最新情報の発信

- (4) 専門家集団との連携による相談ネットワーク構築の検討
- (5) 蒲郡石油業協同組合、愛知県石油商業組合東三河蒲郡地区の運営支援
- (6) 東三河法人会蒲郡支部の運営支援
- (7) 東三河広域経済連合会への参画
- (8) 金曜会（市内官公庁懇談会）への参画
- (9) 工業用水の有効利用と蒲郡工業用水道協議会の運営支援
- (10) 愛知県警察官友の会、(財)愛知県警察育英会への協力
- (11) 保健所、東三河地域産業保健センターへの協力
東三河南部医療圏地域・職域連携推進協議会等への協力
- (12) 日本電信電話ユーザ協会愛知支部への協力
- (13) 社会福祉協議会等への協力
- (14) 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）への参画と協力

令和 7 年度 予算総括表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

会 計 別	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
一般会計	105,385	100,535	4,850	
(特別会計) 中小企業相談所	68,350	67,850	500	
(特別会計) 会館運営	55,880	56,920	△ 1,040	
(特別会計) 労働保険事務組合	7,700	6,900	800	
(特別会計) 共済事業	40,900	42,200	△ 1,300	
(特別会計) 退職給与積立金	87,241	80,741	6,500	
(特別会計) コワーキングスペース 運営事業	2,130	1,880	250	
(特別会計) 一店逸品発掘事業	1,720	1,680	40	
(特別会計) 蒲郡シティセールス プロジェクト	4,250	4,180	70	
合 計	373,556	362,886	10,670	

令和7年度 一般会計収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項				
1. 会 費		43,885	40,435	3,450	
	1. 会 費	32,000	32,000	0	1,700名 6,725口
	2. 役員議員費	8,400	8,400	0	会 頭 800千円 常議員・監事 100千円 副会頭 400千円 議員 50千円
	3. 過年度会費	35	35	0	
	4. 議員選挙費	3,450	0	3,450	
2. 事業収入		40,600	43,200	△ 2,600	
	1. 事業管理金	9,000	9,000	0	共済事業管理負担金
	2. 手数料	5,500	5,000	500	各種証明手数料, 会報広告料等
	3. 検 定 料	3,000	2,600	400	各種検定料
	4. 事務委託料	6,600	6,600	0	各種事務委託料
	5. その他収入	4,000	4,000	0	新年交礼会会費収入等
	6. 青年部収入	12,500	16,000	△ 3,500	青年部事業収入
3. 交 付 金		4,500	4,500	0	
	1. 補 助 金	4,500	4,500	0	蒲郡市補助金
4. 雑 収 入		200	200	0	
	1. 雑 収 入	200	200	0	
5. 繰 入 金		3,200	3,200	0	
	1. 財政調整基金積立金	1,000	1,000	0	財政調整基金積立金会計より繰入
	2. 労働保険組合	2,200	2,200	0	労働保険事務組合報奨金
6. 繰 越 金		13,000	9,000	4,000	
	1. 繰 越 金	13,000	9,000	4,000	前年度繰越金
合 計		105,385	100,535	4,850	

◎支 出 の 部

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較 増 減	備 考
款	項	目	予 算 額	予 算 額	(△印 減)	
1. 事業費			39,650	39,700	△ 50	
	1. 一般事業費		33,700	37,200	△ 3,500	
		1. 部会運営費	2,200	2,200	0	7部会開催運営費
		2. 産業振興費	9,000	9,000	0	基盤整備並びに産業育成振興費
		3. 観光対策費	2,000	2,000	0	観光事業対策費
		4. 地域振興費	200	200	0	蒲郡まつり協賛金等
		5. 技術振興費	1,300	1,300	0	産業技術振興, 検定費等
		6. 広報費	5,000	5,000	0	会報発行費, WE B運営費
		7. 調査研究費	400	400	0	調査研究費
		8. 法定台帳作成 管理運用費	800	800	0	台帳作成整備費
		9. その他 事業費	300	300	0	
		10. 青年部事業費	12,500	16,000	△ 3,500	青年部事業費
	2. 会議費		5,950	2,500	3,450	
		1. 会議費	1,000	1,000	0	東三河広域経済連合会会議費等
		2. 委員会運営費	300	300	0	5委員会開催費
		3. 議員総会 常議員会費	1,200	1,200	0	議員総会・常議員会開催費
		4. 議員選挙 運営費	3,450	0	3,450	議員選挙運営費
2. 管理費			38,950	35,900	3,050	
	1. 給与費		24,000	22,000	2,000	
		1. 俸給	14,000	12,500	1,500	役職員5名俸給
		2. 諸手当	2,500	2,500	0	職務・扶養・住居・通勤・時間外手当
		3. 賞与	7,500	7,000	500	
	2. 福利厚生費		5,500	4,800	700	
		1. 福利厚生費	5,500	4,800	700	社会保険料等
	3. 旅費		800	700	100	
		1. 旅費	800	700	100	役職員出張旅費
	4. 団体管理費		700	700	0	
		1. 団体管理費	700	700	0	受託団体運営費
	5. 事務費		2,800	2,800	0	
		1. 通信運搬費	700	700	0	電話料, 郵送料
		2. 什器備品費	300	300	0	事務機器購入費
		3. 消耗品費	400	400	0	事務用品購入費

		4. 図 書 費	450	450	0	新聞・図書購入費
		5. 印 刷 費	900	900	0	事業報告書等印刷費
		6. その他諸費	50	50	0	
	6. 渉 外 費		800	600	200	
		1. 会議所交際費	650	500	150	会議所交際費,慶弔費等
		2. 役員交際費	150	100	50	
	7. 公課・分担金		3,500	3,450	50	
		1. 分 担 金	3,100	3,100	0	日本商工会議所会費,消費税等
		2. その他分担金	400	350	50	
	8. 雑 費		850	850	0	
		1. 雑 費	850	850	0	
3. 繰出金			17,750	16,750	1,000	
	1. 中小企業相 談所繰出金		12,000	12,000	0	
		1. 中小企業相 談所繰出金	12,000	12,000	0	中小企業相談所会計へ繰出
	2. 退職給与積 立金繰出金		4,700	3,700	1,000	
		1. 退職給与積 立金繰出金	4,700	3,700	1,000	退職給与積立金会計へ繰出
	3. コワーキングスペース 運営事業繰出金		650	650	0	
		1. コワーキングスペース 運営事業繰出金	650	650	0	コワーキング運営事業会計へ繰出
	4. 一店逸品発掘 事業繰出金		400	400	0	
		1. 一店逸品発掘 事業繰出金	400	400	0	一店逸品発掘事業会計へ繰出
4. 積立金			4,000	4,000	0	
	1. 財政調整 基金積立金		1,000	1,000	0	
		1. 財政調整 基金積立金	1,000	1,000	0	
	2. 会館営繕 積立金		3,000	3,000	0	
		1. 会館営繕 積立金	3,000	3,000	0	
5. 予備費			5,035	4,185	850	
	1. 予 備 費		5,035	4,185	850	
		1. 予 備 費	5,035	4,185	850	
合 計			105,385	100,535	4,850	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和7年度[特別会計]中小企業相談所収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項				
1. 県 補 助 金		32,650	31,250	1,400	
	1. 小規模事業経営支援事業費補助金	32,650	31,250	1,400	愛知県補助金
2. 市 補 助 金		12,000	12,000	0	
	1. 小規模指導事業費補助金	4,000	4,000	0	蒲郡市補助金
	2. 産業力向上事業費補助金	8,000	8,000	0	蒲郡市補助金
3. 委 託 金		1,200	3,000	△ 1,800	
	1. 事業環境変化対応型支援事業	1,200	1,600	△ 400	日本商工会議所委託金
	2. 制度改正等の課題解決環境整備事業	0	1,400	△ 1,400	日本商工会議所委託金
4. 事 業 収 入		3,000	3,000	0	
	1. 事 業 収 入	3,000	3,000	0	受講料、記帳指導手数料等
5. 雑 収 入		100	100	0	
	1. 雑 収 入	100	100	0	
6. 繰 入 金		12,000	12,000	0	
	1. 繰 入 金	12,000	12,000	0	一般会計より繰入
7. 繰 越 金		7,400	6,500	900	
	1. 繰 越 金	7,400	6,500	900	前年度繰越金
合 計		68,350	67,850	500	

◎支 出 の 部

科 目			本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項	目				
1. 指導事業費			16,750	16,790	△ 40	
	1. 一般事業費		400	400	0	
		1. 一般事業費	400	400	0	事業所管理費等
	2. 講習会等 開催費		4,470	4,550	△ 80	
		1. 講習会等 開催費	1,350	1,350	0	集団指導, 個別指導
		2. 人材育成 事業費	3,120	3,200	△ 80	
	3. 金融指導 事業費		200	200	0	
		1. 金融指導 事業費	200	200	0	マル経審査会諸経費
	4. 記帳指導員 指導手当		1,180	1,140	40	
		1. 記帳指導員 指導手当	1,180	1,140	40	記帳指導職員手当 1名 記帳継続指導謝金 1名
	5. 記帳指導 実用費		100	100	0	
		1. 記帳指導 実用費	100	100	0	記帳指導通信費等
	6. 施策普及費		260	260	0	
		1. 施策普及費	260	260	0	パンフレット等作成費
	7. 特別研究 指導費		720	720	0	
		1. 特別研究 指導費	720	720	0	主席・主任設置費
	8. 青年部 活動推進費		900	900	0	
		1. 青年部 活動推進費	900	900	0	若手後継者育成事業費
	9. 産業力向上 事業費		8,400	8,400	0	
		1. 産業力向上 事業費	8,400	8,400	0	産業力向上事業費
	10. その他諸費		120	120	0	
		1. その他諸費	120	120	0	
2. 振興委員 活動推進費			170	170	0	
	1. 交通通信費		50	50	0	
		1. 交通通信費	50	50	0	振興委員交通通信費
	2. 事務費		120	120	0	
		1. 事務費	20	20	0	消耗品費, 通信費等
		2. 会議費	100	100	0	連絡会議諸経費

科 目			本 年 度 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
款	項	目	予 算 額 予 算 額 (△印 減)			
3. 委託事業費	1. 事業環境変化 対応型支援事業 2. 制度改正等の課題 解決環境整備事業		1,600	3,000	△ 1,400	日本商工会議所委託事業 日本商工会議所委託事業
		1. 事業環境変化 対応型支援事業	1,600	1,600	0	
			1,600	1,600	0	
		2. 制度改正等の課題 解決環境整備事業	0	1,400	△ 1,400	
		1. 制度改正等の課題 解決環境整備事業	0	1,400	△ 1,400	
4. 事 務 費	1. 指導事務費 2. 調査研究費 3. 什器備品費 4. 情 報 化 費		1,660	1,660	0	
			880	880	0	
		1. 図 書 費	30	30	0	図書購入費
		2. 通 信 費	50	50	0	郵送料
		3. 印 刷 費	150	150	0	封筒等印刷費
		4. 消 耗 品 費	650	650	0	事務機器分担金
			170	170	0	
		1. 調査研究費	170	170	0	景況調査費
			250	250	0	
		1. 什器備品費	250	250	0	事務機器購入費
			360	360	0	
		1. 情 報 化 費	360	360	0	デジタル化推進費
		5. 会 議 費	1. 会 議 費		100	100
	100			100	0	
1. 会 議 費	100			100	0	連絡会議等会議費
6. 旅 費	1. 指導旅費 2. 研修旅費		320	320	0	
			150	150	0	
		1. 指導旅費	150	150	0	経営指導員等指導旅費
			170	170	0	
		1. 応用研修 旅 費	150	150	0	経営指導員研修旅費
	2. 基礎研修 旅 費	20	20	0	補助員基礎研修旅費	
7. 車両管理費	1. 車両管理費		300	300	0	
			300	300	0	
		1. 車両管理費	300	300	0	指導用車両管理費

科 目			本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項	目				
8. 給 与 費			36,870	35,270	1,600	
	1. 俸 給		24,200	23,400	800	
		1. 俸 給	24,200	23,400	800	経営指導員4名, 補助員2名 記帳指導職員1名俸給 他
	2. 諸 手 当		2,170	2,170	0	
		1. 扶 養 手 当	170	170	0	
		2. 通 勤 手 当	570	570	0	
		3. 時 間 外 手 当	800	800	0	
		4. 住 居 手 当	300	300	0	
		5. 職 務 手 当	330	330	0	
	3. 賞 与		10,500	9,700	800	
		1. 賞 与	10,500	9,700	800	
9. 福利厚生費			7,280	6,940	340	
	1. 福利厚生費		7,280	6,940	340	
		1. 福利厚生費	7,280	6,940	340	社会保険料等
10. 退職給与 積立金			1,800	1,800	0	
	1. 退職給与 積立金		1,800	1,800	0	
		1. 退職給与 積立金	1,800	1,800	0	退職給与積立金特別会計へ繰出
11. 雑 費			500	500	0	
	1. 雑 費		500	500	0	
		1. 雑 費	500	500	0	
12. 予 備 費			1,000	1,000	0	
	1. 予 備 費		1,000	1,000	0	
		1. 予 備 費	1,000	1,000	0	
合 計			68,350	67,850	500	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和7年度[特別会計]会館運営収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較 増 減	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	(△印 減)	
1. 貸室収入		30,500	29,000	1,500	
	1. 定期貸室料	7,000	7,000	0	家賃
	2. 一般貸室料	22,000	21,000	1,000	会議室使用料, 備品利用料
	3. その他付帯収入	1,500	1,000	500	テナントよりの水道・ガス・電気料
2. 共益費収入		4,000	4,000	0	
	1. 共 益 費 収 入	4,000	4,000	0	テナントよりの共益費
3. 雑 収 入		5,000	5,000	0	
	1. 雑 収 入	5,000	5,000	0	物産展示出展料, 自販機設置料収入等
4. 保証金収入		5,380	5,920	△ 540	
	1. 保 証 金 収 入	0	270	△ 270	
	2. 保 証 金 積 立 取 崩 収 入	5,380	5,650	△ 270	保証金積立預金より取り崩し
5. 繰 越 金		11,000	13,000	△ 2,000	
	1. 繰 越 金	11,000	13,000	△ 2,000	前年度繰越金
合 計		55,880	56,920	△ 1,040	

◎支 出 の 部

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較 増 減	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	(△印 減)	
1. 維 持 費		27,250	26,400	850	
	1. 保 守 料	2,000	2,000	0	電気・消防・エレベーター・電話・空調設備保守料
	2. 委 託 料	7,000	7,000	0	管理・警備・環衛・清掃・廃棄物処理料
	3. 保 険 料	1,200	1,200	0	火災保険料
	4. 水 道 光 熱 費	6,500	6,000	500	水道・ガス・電気料
	5. 営 繕 費	8,150	7,800	350	修繕費
	6. 借 上 費	100	100	0	
	7. 地 代	2,300	2,300	0	
2. 管 理 費		18,950	20,300	△ 1,350	
	1. 俸 給	5,500	5,500	0	職員2名俸給
	2. 諸 手 当	150	150	0	通勤・時間外手当
	3. 賞 与	1,750	1,750	0	
	4. 福 利 厚 生 費	1,350	1,350	0	社会保険料等
	5. 通 信 費	1,000	1,000	0	電話料, インターネット接続料
	6. 什 器 備 品 費	3,000	4,000	△ 1,000	事務機器購入費
	7. 消 耗 品 費	700	700	0	
	8. 公 課 分 担 金	5,000	5,350	△ 350	消費税, 固定資産税等
	9. 事 務 費	500	500	0	
3. 雑 費		300	300	0	
	1. 雑 費	300	300	0	
4. 繰 出 金		2,000	2,000	0	
	1. 繰 出 金	2,000	2,000	0	会館営繕積立金会計へ繰出
5. 保 証 金		5,380	5,920	△ 540	
	1. 保 証 金 支 出	0	270	△ 270	
	2. 保 証 金 積 立 金	5,380	5,650	△ 270	保証金積立預金へ
6. 予 備 費		2,000	2,000	0	
	1. 予 備 費	2,000	2,000	0	
合 計		55,880	56,920	△ 1,040	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和7年度[特別会計]労働保険事務組合収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 労働保険手数料	3,500	3,500	0	委託事業所よりの手数料
2. 報 奨 金	2,200	2,200	0	国からの報奨金
3. 雑 収 入	10	10	0	
4. 繰 越 金	1,990	1,190	800	前年度繰越金
合 計	7,700	6,900	800	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	500	300	200	年度更新手続費用等
2. 事 務 委 託 料	2,760	2,760	0	月230千円×12ヶ月
3. 通 信 費	340	250	90	電話料, 郵送料
4. 消 耗 品 費	300	200	100	事務用品費等
5. 旅 費 交 通 費	100	50	50	出張旅費
6. 自動車使用分担金	100	100	0	自動車使用料
7. 電算機事務手数料	300	250	50	電算処理料
8. 租 税 公 課	500	400	100	消費税
9. 雑 費	100	100	0	
10. 繰 出 金	2,200	2,200	0	
11. 予 備 費	500	290	210	
合 計	7,700	6,900	800	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て予備費より流用することが出来る。

令和 7 年度[特別会計]共済事業収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収 入 の 部

科 目	本 年 度 前 年 度 比 較 増 減	備 考
款 項	予 算 額 予 算 額 (△印 減)	
1. 運営事務費	28,860 30,300 △ 1,440	
1. 従業員退職金共済	3,420 3,612 △ 192	手数料等見込平均月額 285千円
2. 団体保険共済	11,700 12,624 △ 924	〃 975千円
3. 大型保険共済	84 72 12	〃 7千円
4. 個人年金共済	60 60 0	〃 5千円
5. 終身保険共済	480 528 △ 48	〃 40千円
6. アクセス	18 12 6	〃 1.5千円
7. 総合(終身医療)	2,280 2,616 △ 336	〃 190千円
8. 長期定期共済	2,340 2,460 △ 120	〃 195千円
9. ガン保険共済	780 768 12	〃 65千円
10. 定期保険群集団	1,260 1,296 △ 36	〃 105千円
11. 個人扱契約	18 12 6	〃 1.5千円
12. 総合年払	2,160 2,556 △ 396	〃 180千円
13. ユニット・リンク	4,260 3,684 576	〃 355千円
2. 雑収入	200 400 △ 200	
1. 雑収入	200 400 △ 200	職員共済掛金分担金他
3. 繰越金	11,840 11,500 340	
1. 繰越金	11,840 11,500 340	前年度繰越金
合 計	40,900 42,200 △ 1,300	

◎支 出 の 部

科 目	本 年 度 前 年 度 比 較 増 減	備 考
款 項	予 算 額 予 算 額 (△印 減)	
1. 事業費	8,500 9,500 △ 1,000	
1. 祝金・見舞金	6,000 6,500 △ 500	結婚・出産祝金, 入院・通院見舞金等
2. 加入促進費	2,500 3,000 △ 500	募集推進費
2. 給与費	14,600 13,950 650	
1. 俸給	11,500 10,850 650	役職員4名俸給
2. 諸手当	300 300 0	職務・通勤・時間外手当
3. 賞与	2,800 2,800 0	

3. 旅 費		200	200	0	
	1. 旅 費	200	200	0	出張旅費
4. 事 務 費		2,400	2,700	△ 300	
	1. 通 信 費	250	300	△ 50	郵送料等
	2. 印 刷 費	250	300	△ 50	封筒等印刷費
	3. 消 耗 品 費	200	250	△ 50	事務用品購入費
	4. 什 器 備 品 費	250	250	0	事務機器購入費
	5. 図 書 費	100	100	0	参考図書購入費
	6. 車 両 管 理 費	250	300	△ 50	燃料, 修理代等
	7. 自 振 手 数 料	450	500	△ 50	各金融機関自振手数料
	8. 電 算 管 理 費	200	200	0	保守, 修理代等
	9. 共 益 費	450	500	△ 50	事務共通経費分担金
5. 会 議 費		150	200	△ 50	
	1. 会 議 費	150	200	△ 50	打合会等会議費
6. 厚 生 費		2,060	2,060	0	
	1. 福 利 厚 生 費	2,060	2,060	0	社会保険料等
7. 事 業 管 理 負 担 金		9,000	9,000	0	
	1. 事 業 管 理 負 担 金	9,000	9,000	0	一般会計事業管理負担金
8. 租 税 公 課		1,400	1,400	0	
	1. 公 租 公 課	1,400	1,400	0	消費税等
9. 雑 費		390	390	0	
	1. 雑 費	390	390	0	諸雑費
10. 予 備 費		2,200	2,800	△ 600	
	1. 予 備 費	2,200	2,800	△ 600	
合 計		40,900	42,200	△ 1,300	

(付記) 支出予算に不足を生じた場合、会頭は監事の了解を得て款内又は予備費より流用することが出来る。

令和 7 年度[特別会計]退職給与積立金収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収 入 の 部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項				
1. 繰 入 金		6,500	5,500	1,000	
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	4,700	3,700	1,000	
	2. 中 小 企 業 相 談 所 会 計 繰 入 金	1,800	1,800	0	
2. 雑 収 入		1	1	0	
	1. 預 金 利 息	1	1	0	
3. 繰 越 金		80,740	75,240	5,500	
	1. 繰 越 金	80,740	75,240	5,500	前年度繰越金
合 計		87,241	80,741	6,500	

◎支 出 の 部

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
款	項				
1. 退職給与費		87,241	80,741	6,500	
	1. 退 職 給 与 費	87,241	80,741	6,500	
合 計		87,241	80,741	6,500	

令和7年度[特別会計]コワーキングスペース運営事業収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 収 入	500	450	50	利用料収入
2. 繰 入 金	650	650	0	一般会計より繰入
3. 雑 収 入	30	30	0	
4. 繰 越 金	950	750	200	
合 計	2,130	1,880	250	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	600	600	0	利用促進事業費
2. 会 議 室 等 使 用 料	730	650	80	
3. 事 務 機 器 管 理 費	150	150	0	複合機リース料
4. 備 品 費	150	150	0	
5. 事 務 費	100	60	40	
6. 雑 費	100	70	30	
7. 予 備 費	300	200	100	
合 計	2,130	1,880	250	

令和7年度[特別会計]一店逸品発掘事業収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 補 助 金	600	600	0	蒲郡市補助金
2. 事 業 収 入	300	300	0	出店者参加料 @6千円×50店
3. 事 業 負 担 金	10	10	0	蒲郡市観光協会
4. 繰 入 金	400	400	0	一般会計よりの繰入
5. 雑 収 入	10	10	0	
6. 繰 越 金	400	360	40	前年度繰越金
合 計	1,720	1,680	40	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	1,500	1,460	40	パンフレット作成費 1,240千円 HP作成費 60千円 発表・展示費等 40千円 広報・その他 160千円
2. 事 務 費	40	40	0	複写機使用料・振込手数料等
3. 通 信 費	40	40	0	取扱店案内送料等
4. 雑 費	40	40	0	消費税等
5. 予 備 費	100	100	0	
合 計	1,720	1,680	40	

令和7年度[特別会計]蒲郡シティセールスプロジェクト収支予算

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 収 入	740	700	40	gammaうどん認定・登録料 出展販売収入等
2. 雑 収 入	10	10	0	
3. 補 助 金	500	500	0	蒲郡市補助金
4. 繰 越 金	3,000	2,970	30	
合 計	4,250	4,180	70	

◎支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減 (△印 減)	備 考
1. 事 業 費	3,510	3,440	70	広報費、出展経費等
2. 事 務 費	200	200	0	
3. 雑 費	100	100	0	消費税等
4. 予 備 費	440	440	0	
合 計	4,250	4,180	70	

議案第 3 号

監事 1 名補充選任について

R 7 . 3 . 2 4

退 任

株式会社三菱UFJ銀行蒲郡支店 前支店長 やすい ゆう 氏
安井 佑

候補者

株式会社三菱UFJ銀行蒲郡支店 支店長 よこい まさゆき 氏
横井 雅之

議案第 4 号

常議員 1 名補充選任について

R 7 . 3 . 2 4

退任

サーラ E & L 東三河株式会社サーラプラザ蒲郡

前店長

やまだ かずと
山田 一人 氏

候補者

サーラ E & L 東三河株式会社サーラプラザ蒲郡

店長

おおばやし しげとし
大 林 成年 氏

議案第5号

蒲郡商工会議所育児・介護休業等に関する規程の一部改定について

1. 改定の理由

令和7年4月1日並びに10月1日に施行される「育児休業、介護休業等、育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び、次世代育成支援対策推進法」の改正に対応するため

2. 改定時期

令和7年4月1日

3. 新旧対照表

新	旧
(子の看護等休業) 第14条 <u>小学校3年生までの子を養育する職員</u>（日雇職員を除く）は、<u>次に定める当該子の世話等のために</u>、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休業を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 <u>(1) 負傷し、又は疾病にかかった子の世話</u> <u>(2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u> <u>(3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u> <u>(4) 当該子の入園（入学式）、卒園式への参加</u> 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された<u>1週間の所定労働日数が2日以下</u>の職員からの子の看護休業の申出は拒むことができる。 3～6 略	(子の看護休暇) 第14条 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>（日雇職員を除く）は、<u>負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために</u>、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された<u>次の職員</u>からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。 <u>(1) 入所6か月未満の職員</u> <u>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u> 3～6 略
(介護休業) 第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休業を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された<u>1週間の所定労働日数が2日以下</u>の職員からの介護休業の申出は拒むことができる。	(介護休暇) 第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休業を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された<u>次の職員</u>からの介護休業の申出は拒むことができる。 <u>(1) 入所6か月未満の職員</u> <u>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u>
(育児・介護のための所定外労働の制限) 第16条 <u>小学校就学の始期に達する子を養育する職員</u>（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。 2～6 略 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 略	(育児・介護のための所定外労働の制限) 第16条 <u>3歳に満たない子を養育する職員</u>（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。 2～6 略 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 略

(2) 制限に係る子が<u>小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</u> (3) 略 8 略	(2) 制限に係る子が<u>3歳に達した場合 当該3歳に達した日</u> (3) 略 8 略
(育児短時間勤務) 第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を、午前8時40分から午後15時30分まで（休憩は正午から50分間）の6時間とすることができる。 （1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。） 2～7 略	(育児短時間勤務) 第19条 <u>3歳に満たない</u>子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を、午前8時40分から午後15時30分まで（休憩は正午から50分間）の6時間とすることができる。 （1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。） 2～7 略
<u>第10章 柔軟な働き方の実現等</u> (始業・終業時刻の変更) 第21条 <u>3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、始業・終業時間の繰上げ・繰り下げの措置を受けることができる。</u> 2 <u>第1項にかかわらず、次に該当する職員からの始業・終業時間の繰上げ・繰り下げの申出を拒むことができる。</u> (1) <u>日雇職員</u> 3 <u>職員は申し出ることにより、就業規則第12条の勤務時間について、以下のように変更することができる。なお、就業規則第13条の休憩時間については時差勤務をしても変更はないものとする。</u> (1) <u>時差勤務A 始業時刻は午前8時10分、終業時刻は午後5時00分</u> (2) <u>時差勤務B 始業時刻は午前9時10分、終業時刻は午後6時00分</u> 4 <u>申出をしようとする者は、1回につき1年以内の時期について、始業・終業時間の繰上げ・繰り下げを開始しようとする日、及び終了しようとする日、並びに前項のうち選択しようとする時差勤務、原則として、始業・終業時間の繰上げ・繰り下げ開始の1か月前までに、商工会議所に申し出なければならない。</u>	新設
<u>第11章 育児・介護休業中の取扱い等</u> (給与等の取扱い) 第22条 略 第23条 略	<u>第10章 育児・介護休業中の取扱い等</u> (給与等の取扱い) 第21条 略 第22条 略
(円滑な取得および職場復帰支援) 第24条 会議所は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得および職場復帰を支援するために、以下(1)、(2)及び(3)の措置を実施する。また、育児休業及び介護休業の申出が円滑に行われるようにするため、(4)の措置を実施する。 (1) 略 (2) <u>介護に直面した旨を申出た従業員に対し、会議所は介護休業制度及び介護両立支援制度等に関する説明と、休業の取得以降の確認を行うものとする。</u>	(円滑な取得および職場復帰支援) 第23条 会議所は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得および職場復帰を支援するために、以下(1)の措置を実施する。また、育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、(2)の措置を実施する。 (1) 略

(3) <u>40歳に達した職員に対し、会議所は、介護休業制度及び介護両立支援制度等に関する説明を行うもとする。</u> (4) <u>育児休業（出生時育児休業含む）及び介護休業に関する相談体制を整備する。</u>	(2) <u>育児休業（出生時育児休業含む）に関する相談体制を整備する。</u>
<u>第25条</u> 略 <u>第26条</u> 略	<u>第24条</u> 略 <u>第25条</u> 略
<u>第27条</u> すべての職員は第2章～第10章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 2 略	<u>第26条</u> すべての職員は第2章～第9章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。 2 略
<u>第28条</u> 略	<u>第27条</u> 略
(附 則) 1. 本規程は、令和5年4月1日から施行。 <u>1. 本規程は、令和7年3月24日改定、令和7年4月1日より施行。</u>	(附 則) 1. 本規程は、令和5年4月1日から施行。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し 義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加 選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい *①～④のうち複数の措置を講じること

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

望ましい

* 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと

* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>



制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務 就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

※ 家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと



個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



(1)妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 意向聴取の時期は、①、②のほか、
「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

(2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例	
・ 勤務時間帯、勤務地にかかる配置 ・ 業務量の調整	・ 両立支援制度等の利用期間等 ・ 労働条件の見直し 等

望ましい

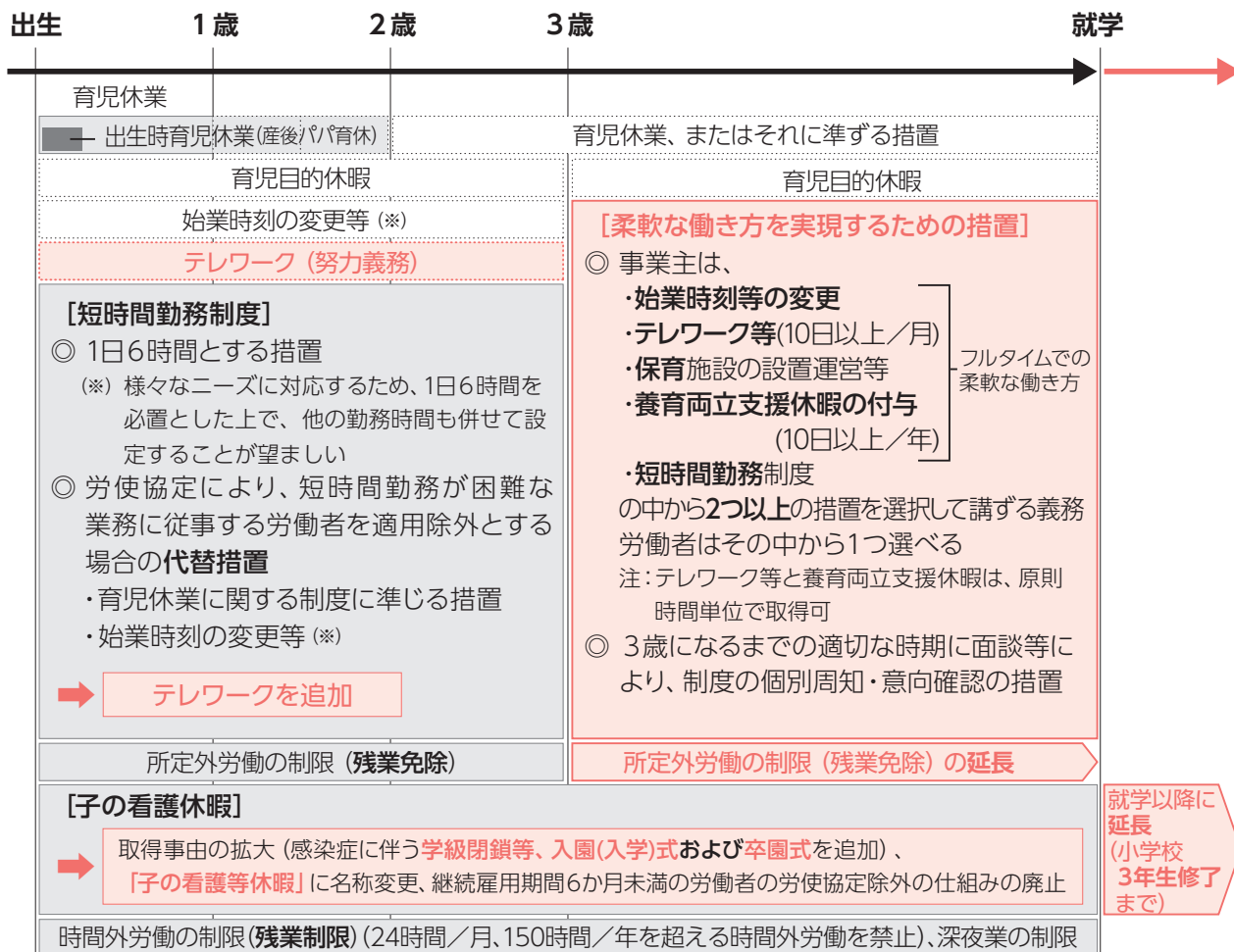
* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること

* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること



〈改正後の仕事と育児の両立イメージ〉

 ：見直し
 ：現行の措置義務
 ：現行の努力義務



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与



Check! 両立支援に取り組む事業主への助成金 【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

議案第6号

蒲郡商工会議所会費および特別会費に関する規約の一部改定について

1. 改定の理由

新会員の加入機会の増加を図るため、従前の年額制の会費を変動制に改定する。

2. 改定時期

令和7年4月1日

3. 新旧対照表

新	旧
第4条 会費ならびに特別会費の納期および払込方法は会費については原則として毎年 <u>6</u> 月、特別会費は毎年 <u>5</u> 月に当所の指定する金融機関に一括納入するものとする。 <u>2</u> 事業年度の途中において新たに入会したときの会費は、 <u>次のとおり算出して入会と同時に一括納入する。</u> <u>1. 9月までに入会した場合は第1条及び第2条で算出した会費額とする。</u> <u>2. 10月以降に入会した場合は第1条及び第2条で算出した会費の半額とする。</u>	第4条 会費ならびに特別会費の納期および払込方法は会費については原則として毎年 <u>5</u> 月、特別会費は毎年 <u>4</u> 月に当所の指定する金融機関に一括納入するものとする。 事業年度の途中において新たに入会したときの会費は、 <u>入会と同時に一括納入する。</u>
(附 則) 1～5 略 <u>6. 本規約（第4条）は、令和7年4月1日より施行する。</u>	(附 則) 1～5 略

蒲郡商工会議所会費および特別会費に関する規約

第1条 定款第17条および第22条第2項の規定により、会員ならびに特別会員は、毎年会費を納入する義務を負わなければならない。
会費は、平等割と基準割を合計したものとし、平等割の金額は年額3,000円、基準割の金額は年額1口4,000円とする。

第2条 基準割による負担口数は次のとおり算出する。
1. 法人の場合は、別表（1）の資本金と従業員数による基準口数の合計とする。
2. 個人の場合は、別表（2）の従業員数による基準口数とする。
3. 本基準により算定された口数が事業所の現況にいちじるしく不適当と考えられる場合は、会費査定特別委員会において調整する。
4. 資本金、従業員数は、前年度4月1日現在を基準とする。

第3条 役員および議員の負担する特別会費は、次の金額とする。

会 頭	年額	800,000円
副 会 頭	年額	400,000円
常 議 員	年額	100,000円
監 事	年額	100,000円
議 員	年額	50,000円

第4条 会費ならびに特別会費の納期および払込方法は会費については原則として毎年6月、特別会費は毎年5月に当所の指定する金融機関に一括納入するものとする。

2 事業年度の途中において新たに入会したときの会費は、次のとおり算出して入会と同時に一括納入する。

1. 9月までに入会した場合は第1条及び第2条で算出した会費額とする。
2. 10月以降に入会した場合は第1条及び第2条で算出した会費の半額とする。

第5条 特別の事由が生じたときは、申請により会費の減免をすることができる。

附 則 1. 本規約は昭和49年4月1日より実施する。
2. 昭和51年4月1日 規約一部変更
3. 昭和52年4月1日 規約一部変更
4. 本規約（第3条）は、平成3年4月1日より施行する。
5. 本規約（第1条）は、平成6年4月1日より施行する。
6. 本規約（第4条）は、令和7年4月1日より施行する。

議案第7号

蒲郡商工会議所議員の選挙及び選任に関する規約の一部改定について

1. 改定の理由

通常選挙の日程について並びに、議員の選挙及び選任に関する手続きを簡略化するため

2. 改定時期

令和7年4月1日に改正

3. 新旧対照表

新	旧
(通常選挙) 第5条 通常選挙は、選挙を行なう年度の <u>任期満了の日</u> <u>前15日以内</u> にこれを行なう。 2～3 略	(通常選挙) 第5条 通常選挙は、選挙を行なう年度の <u>10月20日</u> にこれを行なう。 2～3 略
(選挙立会人) 第8条 選挙長は、選挙人名簿に登録された者の中から <u>若干人</u> の選挙立合人を選任する。	(選挙立会人) 第8条 選挙長は、選挙人名簿に登録された者の中から <u>2人～4人</u> の選挙立合人を選任する。
(立候補の届出等) 第28条 議員候補者となろうとするものは、選挙の期日 の告示があった日から選挙の期日前10日までにその旨 を、 <u>書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する</u> <u>方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経</u> <u>済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）</u> によって、 選挙長に届出なければならない。 2. 選挙人名簿に記載されたものが、他人を議員候補者 としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間 内に <u>書面又は電磁的方法によって、その推薦の届出をす</u> <u>ることができる。</u> 3～6 略	第28条 議員候補者となろうとするものは、選挙の期日 の告示があった日から選挙の期日前10日までにその旨 を <u>選挙長に届出なければならない。</u> 2. 選挙人名簿に記載されたものが、他人を議員候補者 としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間 内に <u>その推薦の届出をすることができる。</u> 3～6 略
(議員代表者の届出) 第38条 会社又は団体が議員に当選したときは、当選確 定の日から10日以内に代表者の氏名住所及びその会社 又は団体における地位を本商工会議所に <u>書面又は電磁的</u> <u>方法によって、届出なければならない。</u> 但し、その会社又は団体を代表するものは、第4条に定 める各号の1に該当するものであってはならない。	(議員代表者の届出) 第38条 会社又は団体が議員に当選したときは、当選確 定の日から10日以内に代表者の氏名住所及びその会社 又は団体における地位を本商工会議所に <u>届出なければなら</u> <u>ない。</u> 但し、その会社又は団体を代表するものは、第4条に定 める各号の1に該当するものであってはならない。
附 則 1～4 略 <u>5. この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行</u> <u>する。</u>	附 則 1～4 略

議案第8号

令和7年度 小規模企業振興委員名簿(案)

13名(順序不同)

団体名	役職名	氏名	所在地	TEL	FAX
三河繊維産元協同組合	事務局長	神谷 正樹	港町18-23	69-7850	69-3855
中部繊維ロープ工業協同組合	専務理事	石黒 哲也	形原町東欠ノ上39-5	57-5138	57-3254
蒲郡漁業協同組合	形原支所長	伊藤 幸昌	形原町港町156	57-2191	57-2193
東三河染色協同組合	理事長	野世溪 元	蒲郡市浜町36 積水ナノコートテクノロジー(株)内	68-2196	68-3200
三河織物工業協同組合	理事長	小林 智也	神明町12-20	68-6161	67-1887
蒲郡鉄工会	事務局長	鈴木 光彦	港町18-23	67-8558	67-5683
蒲郡商店街振興組合	副理事長	榊原 寛二	上本町1-1	68-4272	68-3013
蒲郡市上下水道工事協同組合	事務長	近藤 尚登	旭町4-7	68-5475	67-6707
愛知県理容生活衛生同業組合蒲郡支部	支部長	箕作 仁秀	三谷北通5-8	68-0869	
三谷温泉旅館振興協同組合	事務局長	木村 元房	三谷町鳶欠14-1	68-4744	66-1738
三谷漁業協同組合	代表理事組合長	小林 俊雄	三谷町港町通58	68-5131	68-1396
蒲郡電気工事業協同組合	理事長	大須賀 雅章	港町13-36	69-1811	67-8458
愛知県飲食生活衛生同業組合蒲郡支部	青年部長	笹野 弘明	清田町三反田15-5	68-8847	68-8847

議案第9号

新 入 会 員 に つ い て

(令和6年11月11日～令和7年3月11日)

番号	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	ませぎこうぎょう がまごおりこうじょう 柵木工業(株)蒲郡工場	柵木 逸斗	拾石町	タンクローリー設計製造
2	ひなたぼっこ (同)ひなたぼっこ	成瀬 雅美	竹谷町	障害福祉事業、サービス等利用計画の作成
3	はつみ (株)ハツミ	市川 晋介	三谷北通	住宅の外壁サイディング工事を中心とする建設工事全般及び建築資材の販売
4	はたのくりにつく (医)はたのクリニック	羽田野 幸夫	港町	泌尿器科、内科、皮膚科
5	まるやまさかん 丸山左官	丸山 淳一	拾石町	左官業

下記の18件(令和6年7月1日～令和6年11月10日)につきましては、令和6年11月19日の常議員会にて承認されましたことをご報告致します。

番号	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	たけしまかいのはつ 竹島開発(株)	鈴木 聡一郎	竹島町	PFIによる竹島水族館の運営
2	にほんすぽーつしえんきこう (一社)日本スポーツ支援機構	水藤 英司	名古屋市	コンサル(スポーツビジネス)事業、スポーツ教室、イベント事業
3	かやまこうぎょう 加山興業(株)	加山 順一郎	名古屋市	産業・一般・特別管理産業廃棄物収集運搬、産業・特別管理産業廃棄物処分、自然エネルギー、養蜂、環境啓発、環境機器用品販売、SDGs実装支援・普及啓発
4	にっこうでんきせいさくしょ あいちこうじょう (株)日光電機製作所 愛知工場	今井 琢也	拾石町	マシニング加工 精密機械部品加工
5	まるともえくすてりあ 丸伴exterior	伴 俊洋	形原町	戸建住宅の外構工事
6	かなざわや がまごおりこうたてん 金沢屋 蒲郡・幸田店	江尻 貴宣	三谷町	襖・障子・網戸の張り替え
7	ゆきとらこうぎょう 幸虎工業	鈴木 健吾	三谷町	管工事業、鍛冶工業
8	すたじおあびす スタジオアビス(同)	村瀬 寛至	三谷町	総合制作事業(音楽・映像・3DCG・WEB・SNS制作・マーケティング)芸能プロダクション(タレント・バーチャル配信者・アーティストマネジメント)
9	おれんじいろのりすのいえ オレンジ色のりすの家	佐橋 泰子	西浦町	アクセサリ製作・販売
10	やまもと かつひこ 山本 勝彦	山本 勝彦	緑町	運送業
11	こんどう のぶゆき 近藤 伸行	近藤 伸行	形原町	運送業
12	たが みつよし 田賀 弘祥	田賀 弘祥	清田町	運送業
13	たけうち てつじ 竹内 哲司	竹内 哲司	水竹町	運送業
14	みどりや 緑屋	伊藤 わかよ	元町	お弁当
15	いの (株)イノ	吉田 良介	堀込町	人材派遣業
16	はちすか こうせい 蜂須賀 功成	蜂須賀 功成	岡崎市	生命保険業
17	おふいすたつみまる (株)オフィス辰巳丸	壁谷 辰己	形原町	遊漁船の事業、漁船漁業の事業、魚介類の売買事業、漁業のコンサルタント事業、その他付帯する一切の事業
18	さんろくえん (有)山麓園	藤井 陽子	金平町	ジンギスカン鍋料理